

軽自動車税(種別割)は
4月1日に登録されている方に課税
されます。
また**月割制度がありません**ので、4月
2日以降に譲渡や廃車をされても、年税額の
全額納付が必要です。

軽自動車税(種別割)は、軽自動車、原動機付自転車、二輪の
軽自動車(125cc超250cc以下のバイク)、二輪の小型自動車
(250cc超のバイク)、小型特殊自動車(トラクタ・フォーク
リフト等)の所有者に課税されます。

広 告 欄

この広告は、市の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るための取組み
です。広告内容に関する質問につきましては、広告スポンサーに直接問い合わせてください。
(広告スポンサーと岐阜市役所税制課軽自動車税業務とは直接関係ありません。)

※ 文面を変更することもありますので、ご了承ください。